

軽自動車税(種別割)の税率(年額)のお知らせ

令和7年度軽自動車税(種別割)の税率(年額)は以下のとおりです。

(1) 原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車及び小型特殊自動車

令和7年4月から総排気量が50ccを超え125cc以下でかつ最高出力が4.0kw以下のバイクは、第一種原動機付自転車の車種区りました。最高出力が4.0kwを超えるバイクは従来通りの車種区分になります。

区 分	税 額
原動機付自転車:総排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 総排気量が125cc以下でかつ最高出力が4.0kw以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。また、ミニカーに該当するものは除く。)	2,000円
原動機付自転車:総排気量が50ccを超え90cc以下で最高出力が4.0kwを超えるもの	2,000円
原動機付自転車:総排気量が90ccを超え125cc以下で最高出力が4.0kwを超えるもの	2,400円
原動機付自転車:3輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの(ミニカー)	3,700円
2輪の軽自動車:総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
2輪の小型自動車:総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車で農耕用のもの	2,400円
小型特殊自動車で農耕用以外のもの	5,900円

(2) 3輪以上の軽自動車 ※「初度検査」は、新車登録時検査で、車検証の初度検査年(月)の欄で確認できます

区 分			平成27年4月以後に 初度検査を受けた車両	平成24年4月から平成27 年3月までに初度検査を受 けた車両(旧税率に据置き)	初度検査から13年以上 経過した車両 (初度検査が平成24年3月 以前の車両)
3輪の軽自動車			3,900円	3,100円	4,600円
4輪 の軽自動車	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円

(3) グリーン化特例(燃費性能の優れた軽自動車(新車に限る)を取得した翌年度分の税率を軽減する制度)

区 分			令和5年4月から令和8年3月までの間に初度検査を行った車両のうち		
			電気自動車・天然ガス車 (おおむね75%軽減)	2020年度燃費基準かつ2030 年度基準90%達成 (おおむね50%軽減)	2020年度燃費基準かつ2030 年度基準70%達成 (おおむね25%軽減)
3輪の軽自動車			1,000円	2,000円	3,000円
4輪 の軽自動車	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	—	—
		営業用	1,000円	—	—